様式第十一号(第十条の十関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 産業廃棄物処理業 | 廃止変更 | 届出書 |
| 　ＸＸ年ＸＸ月ＸＸ日　熊本県知事　蒲島　郁夫　様届出者　〒xxx-xxxx　　　　　　　　　　　　住所　熊本県○○市○○町○○ＸＸ番地Ｘ氏名　株式会社○○○○　　　　　　　代表取締役　○○　○○　　　　(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)電話番号　xxx-xxxx-xxxx　　　　　　　　　　　　ＸＸ年ＸＸ月ＸＸ日付け第043XXXXXXXX号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第７条の２第３項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。 |
|  | 新 | 旧 |
| 廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。) | 「水銀使用製品産業廃棄物」であるものを含むに変更「水銀含有ばいじん等」であるものを含むに変更各品目におけるそれぞれの取扱いの有無の詳細については別紙参照 | 別添許可証のとおり |
| 変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項) |
|  | （変更の内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更 |
|  | （ふりがな）名称 | 住所 |
|  |  |  |
|  | （変更の内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更 |
|  | (ふりがな)氏名 | 生年月日 | 本籍 |
| 役職名・呼称 | 住所 |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
| 廃止又は変更の理由 | 省令に水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が定義されたため |
| 備考１　この届出書は、廃止又は変更の日から１０日（登記事項証明書を要する場合は３０日）以内に提出すること。２　各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。 |

(日本工業規格　Ａ列４番)

（様式第十一号「変更した事項の内容」の別紙）

（＊記載例）

|  |  |
| --- | --- |
| 取り扱う産業廃棄物の種類（＊記載例） | 積替え及び保管行為を含まない |
| 石綿含有産業廃棄物**（※）** | 水銀使用製品産業廃棄物 | 水銀含有ばいじん等 |
| 汚泥 | ― | 〇 | 〇 |
| 燃え殻 | ― | ― | 〇 |
| がれき類 | 〇 | ― | ― |
| 金属くず | ― | 〇 | ― |
| ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | 〇 | 〇 | ― |
| 廃プラスチック類 | 〇 | 〇 | ― |
| （以上６品目）上記のうち、「石綿含有産業廃棄物」「水銀使用製品産業廃棄物」「水銀含有ばいじん等」欄の「〇」印があるものについては取り扱いを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。 |

（注意事項）

・※「石綿含有産業廃棄物」の欄は、従前の許可証の「事業の範囲」欄に「石綿含有産業廃棄物であるものを含む」と記載がある場合のみ記載すること。

　なお、「石綿含有産業廃棄物であるものを除く」となっているものを「含む」に変更するためには、別途事業範囲変更許可申請書の提出が必要です。

・現に許可を有している品目以外は記載しないこと。

・「積み替え又は保管行為」の有無について明記すること。

**・「石綿含有産業廃棄物」「水銀使用製品産業廃棄物」「水銀含有ばいじん等」については、それぞれの品目について含むか含まないか明確にわかるように記載すること。**

・申請する産業廃棄物の品目の名称は従前の許可証の「事業の範囲」欄を参考にして正確に記載すること。

　（例）　「がれき類」〇　　　「建設廃材」×

　　（参考）産業廃棄物の種類

|  |  |
| --- | --- |
| 　産業廃棄物 | 特別管理産業廃棄物 |
| 紙くず | 鉱さい |
| 木くず | ばいじん |
| 繊維くず | 燃え殻 |
| 動植物性残さ | 汚泥 |
| ゴムくず | 廃油 |
| 金属くず | 廃酸 |
| ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | 廃アルカリ |
| 鉱さい | 処分するために処理したもの |
| がれき類 | 感染性産業廃棄物 |
| 動物のふん尿 | 廃ＰＣＢ等（廃ポリ塩化ビフェニル等） |
| 動物の死体 | ＰＣＢ汚染物（ポリ塩化ビフェニル汚染物） |
| ばいじん | ＰＣＢ処理物（ポリ塩化ビフェニル処理物） |
| 燃え殻 | 廃石綿等 |
| 汚泥 | 廃水銀等 |
| 廃油 | 特定有害産業廃棄物 |
| 廃酸 |  |
| 廃アルカリ |
| 廃プラスチック類 |
| 政令第２条第１３号に規定する廃棄物 |
| 動物系固形不要物 |

（第１号）

|  |
| --- |
| 事業計画の概要１．事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）　○○○○で発生する水銀使用製品産業廃棄物（△△、△△）を、廃棄物処理法の収集運搬基準及び「水銀廃棄物ガイドライン」等に従って適正に処分業者の○○△社まで運搬する計画である。　○○○○で発生するばいじん（水銀含有ばいじん等）を、廃棄物処理法の収集運搬基準及び「水銀廃棄物ガイドライン」等に従って適正に処分業者の○○△社まで運搬する計画である。２．取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等 |
|  | (特別管理) 産業廃棄物の 種 類 | 運搬量(t/月又はｍ3/月) | 性　状 | 予定排出事業場の名称及び所在地 | 積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地 | 予定運搬先の名称及び所在地（処分場の名称及び所在地） |
| １ | ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光管） | ０．５ｔ／月 | 廃蛍光管 | ㈲○○（○○市○○）他　社 | なし | ㈱○○○○（○市○区○○町○－○）） |
| ２ | ばいじん（水銀含有ばいじん等） | １ｔ／月 | 粉粒状 | ㈱○○（○○市○○） | 同上 | ○○○○㈱（○市○○○○番地○）） |
| 以下余白（その他の事項については変更なし） |
| ４ |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |
| 備考 ・取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。・「石綿含有産業廃棄物」「自動車等破砕物」「水銀使用製品産業廃棄物」「水銀含有ばいじん等」については、別行に記載すること。・「予定運搬先の名称及び所在地」には、運搬先である中間処理業者又は最終処分業者が、申請する品目を取り扱える（許可がある）か許可証等で確認の上、処分業者の名称及び所在地を具体的に記載すること。 |

（日本工業規格 Ａ列４番）（第２号）

|  |
| --- |
| ３．運搬施設の概要(1) 運搬車両一覧 |
|  | 車体の形状 | 自動車登録番号又は車両番号 | 最大積載量（kg） | 所有者又は使用者 | 備考 |
| １ |  | （変更なし） |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |
| ※車検証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」と記載がある場合は、比重の大きい「がれき類、鉱さい、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」の運搬には使用できないので注意すること。 |
| 事務所の所在地 | （変更なし）※ 付近の見取図を添付すること。 |
| 駐車場の所在地 | （変更なし）※ 付近の見取図を添付すること。 |
| (2) その他の運搬施設の概要 |
| 運搬容器等の名称 | 用 途 | 容 量 | 備 考 |
| 廃蛍光管専用コンテナ | 廃蛍光管 | １㎥ | ５個保有 |
| 蓋付きドラム缶 | ばいじん（水銀含有ばいじん等） | ２００ℓ | １０缶保有 |
| 緩衝材 | 廃蛍光管 | ― | ― |
|  |  |  |  |
| ※運搬用シートも運搬容器の一つとして記載し、カラー写真を添付すること。 |

（第３号）

|  |
| --- |
| (3) 積替施設又は保管施設の概要　（積替え保管の許可は有していないので行わない） |
|

|  |
| --- |
| ４．収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）（１）車両毎の用途　　①申請する産業廃棄物の「水銀使用製品産業廃棄物」は、次の車両を使用する。　　・・・使用する車両の登録番号を書く・・・②申請する産業廃棄物の「水銀含有ばいじん等」は、次の車両を使用する。・・・使用する車両の登録番号を書く・・・（その他については変更なし）　　※車検証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」と記載がある場合は、比重の大きい「がれき類、鉱さい、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」の運搬には使用できないので注意すること。（２）収集運搬業務を行う時間　（変更なし）（３）休業日　（変更なし）（４）従業員数　（変更なし）従業員数の内訳　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日現在 |
|
| 申請者又は申請者の登記上の役員  | 政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人 | 相談役、顧問等申請者の登記外の役員 | 事務員 | 運転手 | 作業員 | その他 | 合　　計 |
| 　　　　人 | 　　　　人 | 　　　　　　人 | 　　人 | 　　人 | 　　人 | 　　人 | 　人 |

（第４号）

|  |
| --- |
| ５．環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）（１）運搬に際し講ずる措置・水銀使用製品産業廃棄物については、…（使用する容器や具体的な運搬方法を書く）…等の破損防止の措置をとり、又その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して運搬する。・水銀含有ばいじん等については、…（使用する容器や具体的な運搬方法を書く）…等、運搬中に揮発した水銀が運搬容器又は梱包から漏れることのないような措置をとり、又その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して運搬する。（２）積替施設又は保管施設において講ずる措置　（積替え保管の許可は有していないので行わない）（３）運搬車が事故を起こし廃棄物を飛散させるなど問題を起こした場合の対応＊　この欄には、運搬車が事故を起こし、**産業廃棄物を飛散させるなど問題を起こした際の****対応方法等**について必ず記載してください。①事故時の対応方法②事故後の処置方法③連絡体制など　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|

（第５号）

（第７号）

運搬容器等の写真

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 運搬容器等の名称 | 専用コンテナ（及び緩衝材） | 用途 | 水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光管） |
| 　　　注意事項　　　　・容器等の全体が写るように撮影すること。 |
|  | 撮影 | 年　　月　　日 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 運搬容器等の名称 | 蓋付きドラム缶 | 用途 | ばいじん（水銀含有ばいじん等） |
| 　　　注意事項　　　　・容器等の全体が写るように撮影すること。 |
|  | 撮影 | 年　　月　　日 |